

集会宣言

今日、私たちは「ここから裁判 提訴 5 周年記念集会」を開催し、今年 2 月に最高裁勝訴が確定した七生養護学校金崎元校長「処分取り消し請求訴訟」の画期的意義を改めて確認しました。

2003 年の金崎校長に対する都教委による校長降格を含む処分は「社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を濫用して発せられた違法なものである」ことが、教育現場の判断が尊重されることによって確定したのです。

この処分は、七生養護学校（当時）の「こころとからだの学習」を「過激性教育」と攻撃したことの一環であり、石原都政が都内の学校を行政の言いなりにさせるために、「とんでもない管理職・教師たちがいる」とのイメージを都民に抱かせるためにでっち上げられた事件であったことが明らかにされました。

いま、石原都政のもとで、東京の学校は、卒業式・入学式を「最後の授業」ではなく教職員の精神的自由をも奪う「厳粛な儀式」にさせた「10.23 通達」、職員会議での挙手・採決の禁止通達などによってがんじがらめです。都教委によって教育課程の基準は細かく決められ、教職員は子どものことや授業のことを話し合う時間は奪われ、都教委が求める報告書の作成などのために長時間パソコンに目を向けさせられています。

2003 年以前の七生養護学校の「こころとからだの学習」は、「こころとからだ」に痛みや悲しみが刻まれた子どもたちに、生きる希望と力をはぐくむ教育でした。そしてその実践ができたのは、子どもに寄り添う教職員の姿勢が尊重にされ、試行錯誤を重ねることができる自由な空気が学校にあったからです。

私たちがこの裁判でめざすところは、学校で教職員が子どもたちに寄り添える自由と時間を取り戻し、子どもたちが「主人公」となる学校を復活させることにあります。そのためには石原知事、都教委、都議そして一部のマスコミによる謀略を暴き、心ある管理職や教職員の努力をふみにじった責任を明確にさせなければなりません。

「ここから裁判」は、第 1 審の都議と都教委の行為の一部を違法とした貴重な成果を踏まえつつ、控訴審はひとまず主張の応酬を終え、証人調べに入る後半戦に入ります。

都民・国民の皆さんの一層のご理解とご支援をいただきながら、金崎裁判に続き勝訴確定までたたかいぬくことを、集会の名において宣言いたします。

2010 年 5 月 22 日 「こころとからだの学習」裁判 提訴 5 周年記念集会